

優遇措置について（大分県）

**大分流通業務団地の用地を取得した場合、
優遇措置があります！**

| | |
|-------|--|
| 対象区域 | 大分流通業務団地の区画（県有地） |
| 補助金額 | 総投資額（用地費含む）× 20% |
| 補助限度額 | 用地費× 40% |
| 対象経費 | 用地取得費、建物建設費、設備費など <u>国等の補助金対象経費、消費税相当額は除く</u> |
| 要件 | 操業から1年以内の申請 （用地取得から3年以内に建設） |

（例1）用地取得費 100,000千円 建設費 200,000千円の場合

総投資額 300,000千円 × 20% = 60,000千円

用地費 100,000千円 × 40% = 40,000千円

補助限度額が用地費の40%のため補助金額は40,000千円

（例2）用地取得費 100,000千円 投資額 50,000千円の場合

総投資額 150,000千円 × 20% = 30,000千円

用地費 100,000千円 × 40% = 40,000千円

補助金額が総投資額の20%のため補助金額は30,000千円

（事業所税） 税制等の優遇措置について

流通業務地区内に設置される貨物卸施設、倉庫、上屋等
詳細は大分市税制課にお問い合わせください

この他、設備投資額や新規雇用従業員数に応じて助成制度があります（主体：大分市、右ページ参照）。